

発達障害のある学生への支援に関する現状と課題

—「学生相談」と「障害学生支援」を機能として再考する—¹⁾

森 麻 友 子²⁾

近年、大学において、障害学生の在籍数が急増している（独立行政法人日本学生支援機構，2021）。その背景のひとつに、障害に関する法の整備が考えられる。日本は、2014年に「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」とする）に批准し、インクルーシブ教育システム等の障害者を包括する教育制度を確保することとなった。条約を遵守すべく具体的施策を示す法律として、2016年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「差別解消法」とする）が施行され、大学において障害学生の学ぶ機会の確保や支援体制の整備が早急に求められるようになった。その中でも、発達障害学生への支援に関しては、自己理解や自主性の乏しさといった障害の特性により支援が難しく、専門性の高い支援が必要とされている（高橋知音，2019；湯浅・須藤，2019）。これまで大学での発達障害学生に対する支援は、「学生相談」のカウンセラーがカウンセリングを中心に支援を行っていたが、法を遵守する側面を持った「障害学生支援」の要素が新たに加わることで、発達障害学生への支援は大きな転換期を迎えており、大学がどのように体制を整備し、組織化するのか、発達障害学生への個別支援をどのように実施するののかに関して喫緊な課題となっている。

そこで本研究では、「学生相談」の歴史的背景から「障害学生支援」が加わるまでの現状や課題と、発達障害学生への支援に関する先行研究から、「差別解消法」の施行以降の発達障害学生への支援のあり方を考察する。

社会的背景

日本における障害者に関する法的整備

2006年に国連総会において採択された「障害者権利条約」では、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な共有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」と定められた。これを受け日本では2011年に「障害者基本法」の改正が行われ、すべての障害者を対象とする総合的な障害者施策として制定された。同法に基づく障害者基本計画では、高等教育における支援の推進が盛り込まれ、大学が提供する様々な機会において、障害学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障等各種の支援措置を講ずることが求められるようになった。2016年の「発達障害者支援法」の改正では、支援が切れ目なく行われることに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにし、発達障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、障害の有無によって分け隔てられること無く、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に資すると明記された。さらに、2013年に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「差別解消法」とする）」が交付、2016年に施行され、第7条では、国及び地方公共団体といった国公立大学を含む行政機関等で障害を理由とする差別の禁止と、社会的障壁の除去実施について必要かつ合理的な配慮を行うことが義務づけられた。その後、2021年に差別解消法の改正法が成立し、今後、私立大学を含む民間事業者に対しても合理的配慮の提供が義務化されることになり、私立大学も国立大学等と同様な措置が必要となる。

障害者の定義

障害に関する現在の国際基準は、2001年に世界保健機関（WHO: World Health Organization）総会で採択された国際生活機能分類（ICF: International Classification of Functioning, Disability and Health）にみることで

- 1) 本研究は、平成30年度—令和4年度日本学術振興会科学研究費補助金（基礎研究(C)、課題番号18K03066、研究代表者 森 麻友子）の助成を受けた。
- 2) 名古屋大学大学院教育発達科学研究科博士課程（後期課程）（指導教員：鈴木健一教授）

きる。ICFには「生活機能」と「背景因子」があり、「生活機能」は心身機能・構造、活動、参加のすべてを含む包括概念で、「背景因子」は環境因子と個人因子に分けられる。ICFではこれらの各要素が相互に影響を与えあう「相互作用モデル」となっている。ここでは、共生社会においては障害があっても様々な活動に参加できているかどうかは何より重要であり、障害があるために活動に参加したくても参加できない状況があるならば、そのことこそが障害であるという社会モデルが採用されている。

2011年の「障害者基本法」の改正による障害者の定義は、第2条において「障害者、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と記されている。また、社会的障壁とは、障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいうと明記されている。

発達障害とは、「発達障害者支援法」によると、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」とされる。これらの障害のうち、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害は、DSM-5 (Diagnostic and statistical manual of mental disorders fifth edition : 精神疾患の統計と診断の為のマニュアル第5版)では、「自閉スペクトラム症」と操作的に定義されている。スペクトラムとは、多様でありながらひとつのまとまりであり、緩やかな同属を成す(本田, 2014)ことを意味するように、自閉スペクトラム症は多様かつ連続性を持った概念の中でとらえられている。ここで扱う対象の範囲は、医学的診断のある学生の他に、生得的な社会性の問題や発達のアンバランスがあり、大学生生活に困難を生じる学生を含むとする。

大学における障害学生の支援に関する施策

以上のような法的整備に基づき、高等教育機関における具体的施策を検討するために、2012年、文部科学省で「障がいのある学生の修学支援に関する検討会（第1次まとめ）」が実施された。ここで、障害者を包括する教育制度（インクルーシブ教育システム）等が確保するものの1つとして、個人に必要とされる合理的配慮の提供が挙げられた。大学における合理的配慮の定義は、「障害のある者が他の者と平等に『教育を受ける権利』を享

有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失したまたは過度の負担を課さないもの」であるとした。組織の体制整備では、専門知識を有する教職員が学生本人のニーズをヒアリングし、関係者間で合理的配慮内容の合意を得よう組織体制を構築する必要があるとされた。

法的整備以前は、大学では障害学生を支援する専門部署及び機関はほとんど設置されておらず、例えば、2013年度の独立行政法人日本学生支援機構（以下、JASSOとする）の「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書（以下、実態調査とする）」によると、その設置率は12.4%に過ぎない。一方で、発達障害や精神障害のある学生の相談や支援に関しては、「学生相談」のカウンセラーが担ってきた。そこに、「障害学生支援」という新しい要素が加わり、発達障害学生を対象とした支援をどこの機関がどこまで担うのかといった学内の体制整備等の課題は少なくない。

大学における学生への支援

「学生相談」の歴史の変遷

前述のように、近年、大学における障害学生への支援を取り巻く状況は変化している。そこで、大学という教育機関で発達障害を含めた学生を支援してきた「学生相談」の使命や役割の歴史の変遷をたどり、「障害学生支援」の使命や役割を踏まえ、その上で、障害学生への支援における課題を考察する。

「学生相談」の歴史は古く、1951年にアメリカの厚生補導（SPS: Student Personnel Services）の概念が導入されたのが始まりとされている。その理念は、「学生を各種の人間の欲求を持って生活し成長する主体であると見なす観点に立ち、その発達と成熟を助長し援助する」であり、また、「学生相談」は、「教育活動の一環であり、あるいは教育そのものである」と位置づけられた（学生助育総論, 1953）。その後全国に広がっていくかに思われたが、1960年以降、大学に学生運動が起り、学生支援がSPSの本質的使命より学生対策に力を入れざるを得ない状況等もあり「衰退期」を迎えることとなる（大山, 1997）。また、国立大学を中心に保健管理センターが、健康管理の理念の下に「学生相談」を組入れていく形で進行したため治療的な側面が強化されるようになり、「教育の一環としての学生相談」という主張が説得

力をもちにくくなった(斎藤憲司, 2020)。このように「学生相談」は大学教育の傍流という位置づけで、人員・組織・予算の面で恵まれない状況が固定化されていったとされる(松下, 2018)。しかし、2000年に文部省高等教育局が示した「大学における学生生活の充実方策について」では、大学教育の一環として「学生相談」の機能を捉え直し、全ての学生を対象に全人的に育てていく人格の形成を総合的に援助することの重要性が示された。2007年には、JASSOにより「大学における学生相談体制の充実方策について」が報告され、学生の多様化に対応するため、心理的専門的な援助活動の「学生相談」のみならず、教育及び支援活動における相談機能全般を示す「学生支援」の強化の必要性が指摘された。学内体制整備としては、「日常的学生支援」、「制度化された学生支援」、「専門的學生支援」という総合的な「3階層モデル」が明示され、すべての教職員と専門的カウンセラーの連携・協働によって達成されると述べられた。2013年には、「学生相談」を専門とする日本学生相談学会が「学生相談」のあるべき姿を実現すべく「学生相談機関ガイドライン」をまとめ、その使命を、「心理的問題の取り組みにおいて困難に陥っている学生へのカウンセリングを行うことを第一とするがこれにとどまるのではなく予防活動や予防教育、教職員に対するコンサルテーション(助言)等の心理的援助を行うことによって、ファカルティ・デベロップメント(FD)、スタッフ・デベロップメント(SD)、種々の学生支援に関わるプログラム開発や研究等にも関与することによって高等教育機関の環境改善の取り組みに貢献すること」とした。

また、斎藤憲司(2020)は、「学生相談」を「大学教育」、「厚生補導」、「心理臨床」の活動の重なり合いと位置づけている。さらに、高石(2012)は、「学生相談」の固有性について、大学が社会に出る前の最後の教育機関であるという特質に注目し、「学生相談」の使命は、「学生を社会から守られ育てられる者という立場から、社会の一員として何かを生み出して行くものへと変容させることであり、青年期という一般的な心理発達を援助することでは終わらない、『学生期』の心理的成長のための援助が『学生相談』の固有性であると述べている。

このように、「学生相談」は、厚生補導の概念から始まり、使命や固有性等を長年確立しようとしてきた経緯があり、高等教育関係者の間では、徐々に教育の一環としての学生支援、学生支援の中核を担う「学生相談」、という認識が浸透していった(高石, 2009)。しかし、2016年の「差別解消法」の施行により、大学における合理的配慮の運用に関して「学生相談」のカウンセラーもその対応に尽力することとなったが、「障害学生支援」

の役割を担う人材の充実に重点が置かれる一方で、学生相談部門のカウンセラーの予算削減・合理化の動きがもたらされることを懸念する声も聞かれているという指摘もある(松下, 2018)。

「学生相談」は教育の一環として、全人的に育て人格形成を総合的に援助するといった重要なメッセージの発信に努めてきたが、予算の面で恵まれない状況等からは、大学中枢へその発信がなかなか届いていないのが現状といえよう(高橋信平, 2019)。それに関連し、非常勤のカウンセラーが多いため、学生個人のカウンセリングの他に、学内で網羅的な実践を行う(あるいは行える)カウンセラーは多くなく、日本学生相談機関が示したガイドラインのような実現・実践が困難な大学も少なくない(高橋信平2019; 高石, 2012)。

「障害学生支援」の誕生

「障害学生支援」に関しては、「学生相談」とは別の文脈から発展してきている。文部科学省は、2012年と2017年に「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」を重ね、第1次まとめと第2次まとめを報告している。前述した第1次まとめでは、大学における合理的配慮の定義の他に考え方も示された。具体的には、(a) 機会の確保、(b) 情報公開、(c) 決定過程、(d) 教育方法等が検討及び整理されている。(c) 決定過程では、権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことや合理的配慮の合意形成過程において、意思表示のプロセスを支援することが重要であるとされた。(d) 教育方法等では、学生本人が学習の見通しを立て、周囲の状況を判断できるようになることで、障害に起因した不安感や孤独感を解消し、自己肯定感を高めることが期待されることから、心理面の配慮が望まれるとされている。また、組織的体制の構築について、「障害学生支援」の専門知識を有する教職員の必要性が明記されている。第2次まとめでは、各大学が取り組むべき主要課題として、教育環境の調整における留意点、初等中等教育段階から大学への移行および大学から就労への移行に関する支援、大学間連携を含む関係機関との連携、人材の養成・配置等が新たにまとめられた。

実践の方では、2014年頃からJASSOが中心となり、障害学生の権利を擁護するための法の捉え方を始め、障害学生支援体制の整備や障害別の支援方法等についての研修が積極的に行われるようになったが、「学生相談」の視点から、これまでに実践されてきた発達や精神障害の支援と関連づけた研修は見当たらない。また、同年に、一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会(AHEAD JAPAN: Associate on Higher Education And

Disability Conference Japan) が、米国のAHEADを踏襲する形で設立された。AHEAD JAPANは、大学間等相互の連携・協力体制の確保により実践交流を促し、「障害学生支援」に関する調査・研究及び研修・啓発を行って実務への還元を図り、大学における「障害学生支援」の充実並びに学術研究の発展に寄与することを目的としている。続いて2015年には、大学で「障害学生支援」を具現化していくため、JASSOから「合理的配慮」ガイドブックが発行された。そこでは、合理的配慮は、障害のある人との「建設的対話」を通じて決定されるべきであることが言及されている。さらに2020年には、障害のある大学生がどの大学でも質の高い配慮・支援が受けられることを目指し、東京大学の障害と高等教育に関するプラットフォームから障害学生支援スタンダード集が公表され、大学において備えるべき支援体制や人材、そして「障害学生支援」に関わる教職員が持つべき専門的知識・技術等が明記された。項目には、(a) アクセシビリティ、(b) 法の理解、(c) アシスティブ・テクノロジー、(d) キャンパスソーシャルワーク、(e) 就労移行・キャリア支援、(f) 教育本質および専門養成とテクニカルスタンダード、(g) 根拠資料とその取扱い、(h) 災害等の緊急時対応等が網羅されている。ただし、これらの実践については現在までに報告されていない。

「障害学生支援」は、障害の有無によって分け隔てられないことない共生社会の実現を目的とし、その理念は社会モデルに基づいた障害学生の権利擁護である。他の者と公平に「教育を受ける権利」を享有・行使するための社会的障壁の除去は、大学側の責任である。そのため、大学はインクルーシブ教育の制度を確保し、修学のための必要かつ適切な支援ならびに障害者の自立及び社会参加へ向けての支援を行う必要がある。また、合理的配慮の実施者は担当教員であるが、支援担当者は、障害学生のアドボケーターや代弁者となり、学内における環境調整が重要な役割となる(独立行政法人日本学生支援機構、2015)。

障害学生への支援体制の実態

2020年度のJASSOの実態調査によると、障害学生への支援体制の整備において、障害学生支援担当部署の設置は26.6%、障害学生支援担当者の専任配置は25.0%であるのに対して、他の部署・機関による対応が71.0%、兼任配置が71.8%となっており、充実した体制とは言い難い。また、支援担当者の職種をみると、専任のスタッフはコーディネーターが106校と最も多く、次いでカウンセラーが35校であるのに対して、兼任スタッフは、職員が691校で、次いで教員435校となり、カウンセラー

278校、コーディネーター72校となっている。このように多くは職員が兼任で障害学生支援を行っている実態から、専門性の不足が懸念される。一方、障害学生への支援に向けた取組実施状況としては、障害学生支援に関する教員向け研修27.4%、入学後のガイダンス等で障害学生支援の手続き等の周知25.2%、オープンキャンパス等の入学希望者への情報提供31.9%、学外機関との連携41.0%等となっており、十分とは言えない。

「障害学生支援」は、以前のような大学の裁量によるものではなく、法的義務を伴うことになり、障害学生が入学した場合には、いつでも必要な支援が受けられる支援体制の構築が求められる(都築、2014)。近年、国立大学法人を中心に体制整備が急速に進んできたが、その実践はまだ始まったところで、今後知見を積み重ね発展していくものと考えられる。特に、前述した学内体制の構築や障害学生支援の推進の施策が不足している点に加え、教職員の連携を含めた具体的支援方法に関しても実態が追いついていないのが現状である。

「学生相談」と「障害学生支援」の関係

「学生相談」と「障害学生支援」の歴史的背景の概観から、理念や使命、発展してきた経緯の相違が明らかになった。高橋信平(2019)は、これらの2つの要素にはもともと馴染みにくさがあるという。これまでの「学生相談」では、社会モデルよりも個人・医療モデルの方に親和性があると考えるのが自然で、学生個人の成長を目的に支援を行ってきており、一方で、社会モデルによる「障害学生支援」のあり方では、障害学生を生きにくくさせ障壁を作っているのは社会側、つまり大学側の責任であり、大学側が社会環境を調整する必要があるということになる。言い換えれば、主に個人の成長や発達に基づいて支援するカウンセリングにとって、生きにくくさせているのは社会側であるという観点は、時に対極的であるという。従って、支援担当者にとっては、個人の成長に焦点をあてるのか、大学の責任として社会的障壁を除去するのか、といった難しい選択に迫られることになり得るといえる。

発達障害学生への支援

発達障害学生への支援に関する先行研究

発達障害学生への支援の先行研究に目を向けると、発達障害の特性がありながらも、心理社会的成長への支援の重要性が示された事例がある。例えば、中島(2018)は、自閉スペクトラム症を有する男子学生の「自分のわからなさ」に対して、5年の面接を通してその学生が心理的

成長を遂げる過程を示している。自己理解・受容をしていく一方で、変容困難な点も見受けられ、生涯に渡り、特性による困難から生じる抵抗感や受容のゆらぎを自分で抱えることができるような心理的支援が肝要としている。また、田村（2022）は、性的な発達課題を抱える自閉スペクトラム症学生に対して、短期的には問題行動を抑制し、長期的には、心理的・性的発達の促進を支援した過程を示している。その中で、発達障害学生への支援とは、障害特性の理解を指すだけのものではなく、自分の行為や認知に関して自覚を持って理解し、受容していくことで新たな自分を発見していくことであり、従って、ゆっくりでも確実に発達・成長していくことを前提におき、青年期における心理的教育的成長を支援することは重要な視点と指摘している。河合（2013）は、自閉スペクトラム症の中核的特徴を主体性のなさと捉え、カウンセリングのなかでその主体を確立し、発生させることが重要であると述べている。また、高石（2016）は、発達障害学生支援において、個々の学生の自己理解と自覚を促す関わりを行い、権利として制度を適切に使える学生本人の自主的な力（主体）を育てていくことが重要であると指摘した。これらの事例から、支援担当者にとって、短期的に現実的な困りごとを対処するだけでなく長期的な視野を持ち、発達障害の特性がありながらも「青年期」で「学生期」である視点を持ち、心理的発達の援助を行うことが重要であるといえる。また、吉良他（2018）が実施した「学生相談」における発達障害学生への支援活動の調査結果からも、自己理解支援、修学支援、日常生活支援、コミュニケーション支援等、心理的に支えつつ、自己理解を促しながら、他者とのコミュニケーションの仕方について助言し、日常生活や修学及び進路の模索を助言する活動等が幅広く行われていることが明らかになっている。一方で、課題として、非常勤が多い雇用形態、学内における教職員連携や学外連携の不足、学内体制の整備や人材育成の不備等が挙げられている。この調査結果から、発達障害学生への個別支援は充実している一方で、学内支援体制に目を向けると、周囲の関係者との連携・協働を行いつつもそれは「個々の学生への心理的支援を促進する目的での連携・協働（高橋信平，2019）」の場合が主で、学内のシステムとして機能しているかは明らかでない。つまり、発達障害支援については、複眼的な視点（高石，2009）を持ち、チーム連携で支援を実施している実態であっても、それは個別単位に留まっているとも考えられる。

発達障害学生への修学支援の実際

「差別解消法」の施行後の大学環境の整備により、発

達障害学生を支援する上で、修学上の問題が浮き彫りになっている。2020年度のJASSOの実態調査によると、発達障害学生の授業支援では、多い順に、配慮依頼文書の配布、講義に関する配慮、出席に関する配慮、授業内容の代替、提出期限延長等、試験時間延長・別室受験、学習指導等の配慮、履修支援等が行われるようになり、一定の整備が推進されているように見受けられるが、支援内容は多様化・複雑化しており、支援の混乱や困難さが伺える。

例えば、合理的配慮に関しては、発達障害の場合、どこまでが障害か明確な基準がなく、個性が高く、環境によっても困難さの現れ方に違いがあるため、自助努力によりどこまで修学を行っていくのか、合理的配慮としての大学の責任はどこまでなのか、基準の切り分けが難しい（小川，2017）。また、自己理解の困難さという特性から、明確な困り感や継続的な課題意識を持つことができず、自分に必要な配慮内容を自覚していないことや、困り感を持っていてもそれを主体的かつ適切に表示することが難しいことも少なくない（桶谷，2013）。さらに、学生によっては、心理的葛藤を抱えていることでそのカウンセリングに時間を要し、合理的配慮に至らない場合もある（山崎・下川，2020）。あるいは、本人の自己理解が乏しいため、合理的配慮が明らかに必要だと周囲が判断しても、意思決定のプロセスに工夫と根気のある関わりが必要となる場合もある（齋藤美香，2020）。一方、合理的配慮だけでは発達障害学生の問題の解決には至らないことも多く、「合理的」な範囲での支援によって社会的障壁が取り除かれたとしても修学の継続や卒業が困難な場合を示し、合理的配慮とは別の形で、合理的配慮を超えた、あるいは、合理的配慮の前提としての教育的支援を考えていく必要性も指摘されている（浅原，2018）。身体障害の合理的配慮の提供プロセスとは異なり（桶谷，2013）、修学を支える基礎となる学生生活における対人関係や自己管理に困難を持ち、支援が必要となることが多いといった指摘もある（齋藤美香，2020）。このように、発達障害学生支援の場合、個性が高く、意思表示が難しく、困り事が環境により変化していく、等の理由で、合意形成等専門性の高い支援が求められるが、各相談機関や各担当者の裁量や工夫により試行錯誤している状況である。

大学における新しい支援システムの必要性

「障害学生支援」を取り入れることの難しさを踏まえ、松下（2018）は、「学生相談」のカウンセラーは、自分自身の個の力だけではなく所属する学生相談室の能力を評価し直し、現代の新しい課題に協力して対応しようた

めの組織や機能を持つことが必要であると指摘している。また、学内の適切な援助資源をコーディネートする機能もこれまで以上に必要となっていると主張している。田中(2020)は、大学は共生社会のための理念を体現化し発信していくことが社会的責任であり、大学の使命は全ての学生に平等な教育の機会を提供することであるならば、障害学生への支援に関しては、専門部署が障害学生を対象に直接的個別的支援を行うのみではその困難さ(障壁)は再生産されるため、背景にある制度をよりよいシステムに変更していくことが大切だという。都築(2014)は、「障害学生支援」の機能に関して、(a)熱心な関係者のみの体制から全学的・専時的な体制へ、(b)障害学生支援の「支援」のみに着目するのではなく全学対応としての推進へ、(c)個別対応から組織対応へと再構築する必要があると述べ、個人な配慮として一部の支援担当者や教職員に一任するのではなく、学内の持続可能なシステムの必要性を指摘している。

発達障害学生への支援に関する展望と課題

「差別解消法」の施行の背景を受け、2015年に学生相談学会が「発達障害学生の理解と対応」に関して提言した。それによると、身体障害と異なり、発達障害は可視化できず、周囲から理解されにくく、個性が大きいゆえに定型の支援システムを見出すことが難しい面があるため、発達障害学生への対応は、各相談機関や各担当者の裁量や工夫で積み上げられてきた。しかし法の施行を受けて、発達障害学生への支援は「学生相談」と「障害学生支援」にまたがるものとして、各々の固有の役割を「カウンセリング機能」と「コーディネート機能」であると評価し、支援を求める学生の個別ニーズに照らして、組み合わせることが求められるとした。運営に関しては、各機関が独立している独立型、統合的學生支援機関の中に各機関がある部門型、各機関が統合して支援を行う統合型の3体制があるとした。この提言は、これからの発達障害学生への支援の統一的システムとしての方向性を示していると思われる。

大学で、両機能が備わり組み合わせる機能ができれば、発達障害学生に対して、「カウンセリング機能」により「学生期」において直面する困難を受け止め、また、これまで体験してきた傷つきを癒し、自尊心を回復させ、自己の理解を深め、自らの生き方について模索するといった、個人の心理的・社会的成長を促すことができ、「コーディネート機能」により大学で学ぶ権利を擁護し、社会的障壁を除去し公平な学ぶ機会を作ることができるようになり、発達障害学生それぞれの状況に適した支援を構成することができるようになる

(日本学生相談学会, 2015)。そのために、大学では、これまでの制度・慣行・観念を改善しながら、修学においては教職員や学部が主体となる大学組織全体で発達障害支援を実践する新しいシステムづくりが必要となるだろう。

前述した通り、「カウンセリング機能」と「コーディネート機能」は、時に対極的で、支援をするものはどちらに焦点をあてるのか困難に直面するだろう(高橋信平, 2019)。しかし、同時に高橋信平(2019)は、社会モデルは、個人モデルに基づく臨床実践を一掃することではなく、サービスの供給制度であり、障害者を取り巻く環境に働きかける社会モデル実践を制度化するとともに、従来の個人モデル実践をもっと利用者本位のものに変更するよう主張している。つまり、両機能が対立するものでなく、障害者本位のニーズに則した充実に向けての示唆が含まれていることがわかる。

今後の発達障害学生への支援では、学びの権利を擁護する「障害学生支援」と、障害の有無に関わらず、教育の一環として、社会に出る前の大学生を全人的に育てていく人格形成を総合的に援助する「学生相談」の両視点が前提にあることを念頭に置くことが重要であると考えられる。そして、「学生相談」や「障害学生支援」の専門性や固有性を確立しながらも、各々で固執せず、大学として発達障害学生のために何ができるのかを考えていく視点を持ち、両要素を機能として備えることで「学生支援」として発展していくのではないだろうか。発達障害学生の支援に関して取り巻く変化の中で、大学の支援機関が、両機能の馴染みにくさを抱えながらも、学生に資する「学生支援」として発展すれば、発達障害学生に対して、重層的な教育支援(松下, 2018)を実践できるだろうと考える。大学で、どのように両機能を備え組み合わせシステムとして構築していくのか、実践による体系的検討は、今後の課題となる。

文献

- 浅原知恵(2018). 自閉スペクトラム症が疑われる学生への教員による支援の課題と展望 学生相談研究, 38, 239-250.
- 独立行政法人日本学生支援機構(2007). 大学における学生相談体制の充実方策について——「統合的な学生支援」と「専門的な学生支援」の「連携・協働」——
- 独立行政法人日本学生支援機構(2014). 平成25年度(2013年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書

- 独立行政法人日本学生支援機構 (2015). 教職員のための障害学生修学支援ガイド
- 独立行政法人日本学生支援機構 (2021). 令和2年度 (2020年度) 大学, 短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書
- 本田秀夫 (2014). 教育講演 発達障害の理解と支援の最前線 (1) 臨床心理学, 14 (5), 607-616.
- 河合俊雄 (2013). 大人の発達障害における分類と発生の心理療法 河合俊雄・田中康裕 (編) 大人の発達障害の見立てと心理療法 (pp. 4-20) 創元社
- 吉良安之・高石恭子・内野悌司・菊池悌一郎・福留留美・福盛英明・松下智子・田島晶子 (2018). 学生相談カウンセラーによる発達障害学生への支援の現状に関する研究 学生相談研究, 39 (1), 1-13.
- 松下智子 (2018). 2017年度における学生相談界の動向 学生相談研究, 39 (1), 61-73.
- 文部科学省 (2012). 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告 (第一次まとめ) について 文部科学省 https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/1329295.htm (2022年8月18日)
- 文部科学省 (2017). 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告 (第二次まとめ) について 文部科学省 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm (2022年8月18日)
- 文部省大学学術局 (1951). 学生助育総論: 大学における新しい学生厚生補導 東洋社
- 文部省高等教育局 (2000). 大学における学生相談体制の充実方策について——学生の立場に立った大学づくりを目指して—— (報告)
- 中島道子 (2018). 自閉スペクトラム症を有する男子学生の「自分のわからなさ」への心理面接過程 学生相談研究, 38, 203-214.
- 日本学生相談学会 (2013). 学生相談機関ガイドライン
- 日本学生相談学会 (2015). 発達障害学生の理解と対応について——学生相談からの提言——
- 小川 勤 (2017). 発達障害学生に対する組織的支援の現状と課題について——修学支援・移行支援の課題と学内外組織との連携・協力—— 大学教育学会誌, 39 (1), 57-61.
- 桶谷文哲 (2013). 発達障がい学生支援における合理的配慮をめぐる現状と課題 学園の臨床研究, 12, 57-65.
- 大山泰宏 (1997). 高等教育論から見た学生相談 京都大学高等教育研究, 3, 46-63.
- 斎藤憲司 (2020). 学生相談の理念と歴史 日本学生相談学会 (編) 学生相談ハンドブック 新訂版 (pp. 25-44) 学苑社
- 斉藤美香 (2020). 心理援助専門職養成課程の実習における発達障害のある学生への合理的配慮をめぐる課題 札幌学院大学心理学紀要, 2 (2), 1-18.
- 高橋知音 (2019). 発達障害・精神障害学生支援の課題 独立行政法人日本学生支援機構大学, 短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査分析報告 対象年度: 平成17年度 (2005年度)——平成28年度 (2016年度) 改訂版
- 高橋信平 (2019). 障害の社会モデルが学生相談カウンセラーにもたらす影響についての一考察 帝京大学学生カウンセリング研究, 7, 45-53.
- 高石恭子 (2009). 現代学生のこころの育ちと高等教育に求められるこれからの学生支援 京都大学高等教育研究, 15, 79-88.
- 高石恭子 (2012). 学生相談の固有性と専門性についての一考察 甲南大学学生相談室紀要, 19, 31-44.
- 高石恭子 (2016). アメリカの学生相談と障害学生支援——カリフォルニア州立ソノマ大学およびサンタローザ市リハビリテーション局訪問調査より—— 甲南大学学生相談室紀要, 23, 42-56.
- 田村友一 (2022). 性的な発達課題を抱える自閉スペクトラム症学生の心理的成長を支援した事例 学生相談学会, 42, 221-221.
- 田中真理 (2020). 共生社会の障害学生支援 吉武清實・岡田有司・柳原佐和子編 共生社会へ (pp. 1-24) 東北大学出版会
- 東京大学 障害と高等教育に関するプラットフォーム (2019). 障害学生支援スタンダード <https://phed.jp/about/standard.html> (2022年8月18日)
- 都築繁幸 (2014). 障害者差別解消法施行に向けての発達障害学生の修学支援上の課題 愛知教育大学保健環境センター紀要, 13, 25-31.
- 山崎めぐみ・下川昭夫 (2020). 学生相談におけるASDが疑われる未診断学生に対する合理的配慮とは何か 心理臨床学研究, 38 (2), 141-152.
- 湯浅哲也・須藤吏絵 (2019). 自由記述回答から見る障害学生支援の現状と課題 独立行政法人日本学生支援機構大学, 短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査分析報告 対象年度: 平成17年度 (2005年度) —平成28年度 (2016年度) 改訂版

ABSTRACT

Current situation and issues concerning support for students with developmental disorders: considering “student counseling” and “support for students with disabilities” as the functions

Mayuko MORI

In Japan, laws concerning persons with disabilities have been developed, and a new element of “Support for Students with Disabilities” has been added, which has the aspect of complying with the law at universities. As a result, how to support for students with developmental disorders that had been provided by “Student Counseling” and how to improve and organize the system for them at the university has become an urgent issue. Therefore, in this study, we consider the way of support for students with developmental disorders especially after the enactment of the Discrimination Elimination Law from current status and issues from “Student Counseling” and “Support for Students with Disabilities”, and previous research.

The mission of “Student Counseling” is to be involved in counseling, preventive activities, preventive education, training for faculty and staff, etc., and contribute to efforts to improve the environment on campus. It also has an important role to play in providing comprehensive assistance in personality development. However, it is not realized due to lack of budget, depending on some universities. On the other hand, “Support for Students with Disabilities” aims to realize an inclusive society and to advocate for the rights of students with disabilities based on the social model. In recent years, there has been rapid progress in system development centered on national university corporations. However, the reality of specific support methods, including the lack of expertise of support practitioners and the cooperation of faculty and staff, has not caught up. Each has different missions, and its development history is separated. “Student Counseling”, which provides support mainly based on individual growth and development, and “Support for Students with Disabilities”, which considers that it is society that makes life difficult, are difficult to get used to, and sometimes even come into conflict.

Looking at previous research on support for students with developmental disorders, there are cases where the importance of support for psychosocial growth has been shown with the perspective of being “adolescent” and “university age”. On the other hand, due to the improvement of the university environment after the enforcement of the Discrimination Elimination Law, confusion and difficulty can be seen in supporting the studies of them.

Even if there are differences in roles and difficulties in learning, if it is the social responsibility of a university to embody and disseminate the ideals for an inclusive society, it is essential to improve the background system, regarding support for students with disabilities, specialized departments not only provide direct and individual support for students with disabilities. In 2015, The Japanese Association of Student Counseling evaluated that support for students with developmental disorders overlaps “Student Counseling” and “Support for Students with Disabilities”, and that each has a unique role of

“Counseling function” and “Coordination function”. It is necessary to combine them in light of the individual needs of students.

In terms of future support for students with developmental disorders, while establishing their own specialties, instead of sticking too hard, we should consider what we can do for them as an institution of higher education. If both elements can be provided as functions, it will develop as “Student Support” and “multi-layered educational support (Matsushita, 2018)” for them. Amidst the changes surrounding support for them, how can university support organizations build a system that combines both functions as a “Student Support” that contributes to students, despite the fact that both functions are difficult to get used to? A systematic examination of how to proceed through practice will be a future issue.

Key words: Students with Developmental Disorders, Student Counseling, Support for Students with Disabilities, Student Support, University

